

【重要】お知らせ

2024年春の就職が内定したとして
東京出入国在留管理局（品川庁舎）において
「留学」「特定活動（継続就職活動）」等の在留資格から
就労資格への在留資格変更許可申請を予定している皆様へ

1 現有の在留期間満了日が2024年2月15日以降の方

2023年12月1日（金）から受付が可能です。

2 現有の在留期間満了日が2024年2月14日以前の方

(1) 現有の在留資格が「留学」の場合

在留期間更新許可申請をしてください。

(2) 現有の在留資格が「特定活動（継続就職活動）」の場合

在留資格変更許可申請（「特定活動（大学等の在学中あるいは卒業後に就職先が内定し採用までの滞在）」への変更）をしてください。

ご就職、おめでとうございます！



★オンラインでも申請ができます！在留申請オンラインシステムのご案内はこちら



お問い合わせ先：東京出入国在留管理局審査管理部門 電話番号（0570-034259 所属部署番号210）